

新型コロナウイルス感染症に伴う給付制限の特例について

令和2年2月25日以降に、以下のいずれかの理由により離職した方は「特定理由離職者」として、雇用保険求職者給付の給付制限がなくなり、支給開始が早くなります。現在、給付制限期間中の方も、この特例措置を受けることができます。また、離職以前1年間に6か月以上被保険者期間があれば、受給資格決定ができる可能性があります。

【特定理由離職者の範囲】

- ① 同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染したこと等により看護又は介護が必要となったことから自己都合離職したこと
- ② 本人の職場で感染者が発生したこと又は本人若しくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であること若しくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職したこと
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で子（小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等に通学、通園するものに限る。）の養育が必要となったことから自己都合離職したこと

【確認書類について】

申立書を提出していただき、確認書類の提出が必要となります。

(確認資料)

感染・基礎疾患等の分かるもの（医師の診断書、診療明細など）

続柄（家族状況）の分かるもの（世帯の住民票、母子手帳の写しなど）

職場の感染者発生が分かるもの（事業主の証明など）

子の特別支援学校通学が分かるもの（学生証など）

離職票（受給資格決定の手続きがお済みの方は受給資格者証）に申立書と確認資料を添付して、ハローワークにご提出ください。

受給資格決定の手続きは、ハローワークへの来所が必要になります。

受給資格決定後に、郵送で提出する場合は、手続き後書類をお返すため、返信用の封筒を同封して下さい。

ご不明な点等は、下記までお尋ねください。

※例年4月、5月は問い合わせが多いことや、今回の事態を受けての問い合わせ等でお電話が繋がりにくいことが想定されますので、ご了承願います。

ハローワーク三鷹
雇用保険給付課
0422-47-8649